

秋田いきいきワーク推進会議検討部会開催要綱

(目的)

第1 秋田いきいきワーク推進会議（以下「推進会議」という。）に設置する検討部会の開催に必要な事項について定める。

(構成)

第2 検討部会は、別紙に掲げる有識者及び構成団体の役職者を会員として構成する。

2 部会長は、推進会議の会長を充てる。

3 部会長は、検討部会の会務を総括する。

4 部会長は、必要に応じ、議論に必要と思われる者を出席させることができる。

(検討事項)

第3 検討部会では、推進会議を円滑に運営するため、必要な調査、情報収集を行うとともに、推進会議での協議事項等について、事前に検討する。

(会議)

第4 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 会員が出席できないときは、代理出席を認める。

(庶務)

第5 検討部会に関する庶務は、秋田労働局雇用環境・均等室が行う。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

令和3年1月25日改正

別 紙

秋田いきいきワーク推進会議検討部会員等名簿

[会員]

(敬称略)

	氏 名	構成団体・役職名
有識者	よしむら のぼる 吉 村 昇	元秋田大学長 東北公益文科大学学事顧問
	いしざわ ま き 貴 石 沢 真 貴	秋田大学教育文化学部教授

	構成団体・役職名
産業界	秋田県経営者協会専務理事
労働界	日本労働組合総連合会秋田県連合会事務局長
秋田県	秋田県産業労働部雇用労働政策課長
国	秋田労働局長